

NO	質問種別	質問	回答
1	事業所に関する事	1回あたりの単価請求を行うことにより、利用者負担が変わりますが、重要事項説明書等の記載はどうなるのか	重要事項説明書等に1回あたりのサービス費に応じた利用料を記載する必要があります。
2	事業所に関する事	1回あたりの単価請求を行うことにより、キャンセル料を設定してもよいのか	これまで月単位の介護報酬の場合はキャンセル料を設定することは不適当とされてきました(平成18年4月改定関係 Q&A。)1回あたりの単価請求を用いることで、キャンセル料を設定することが可能となりますが、キャンセル料の内容を契約書及び重要事項説明書に定め、利用者および家族に説明し、同意を得る必要があります。
3	請求に関する事	ケアプラン上には「通所型サービス2」と計画していたが、利用者の都合で月の途中から週1回の利用となった場合の請求はどのように行うのか	ケアプランで位置づけられているサービスでの報酬が基本となりますので、利用者の都合により提供回数が少なくなった場合においては、報酬区分を変更する必要はありません。したがって、ご質問の場合、利用者の都合で週1回の利用となった場合でも、週2回の単価で実際に利用した回数分の請求をすることになります。ただし、ケアプラン上の回数と異なるサービス提供が続く場合は、適宜ケアプランの変更を検討することも必要です。
4	請求に関する事	これまで要支援2の方がアセスメントの結果、週1回の通所型サービス利用となった場合、どのように請求すればよいのか	要支援2の方が週1回の通所型サービスを利用する場合は、要支援2の支給区分の単位数で請求することになります。
5	請求に関する事	サービス利用をお休みした場合は、別の日に振り替える必要があるか	利用者から振り替えの希望があり、アセスメントにおいて必要性が認められる場合は、振り替えることは可能です。振り替える際はサービス提供事業所、ケアマネなどの関係者間で連絡調整を行い、振り替えた旨を支援経過に記載する必要があります。
6	請求に関する事	1回あたりの単価請求を行う場合、どのように行えばよいのか	現在使用しているサービスコード表(A1,A2,A5,A6)の中に設定されている1回あたりのサービスコードを選択して請求してください。サービスコード表については、本市ホームページに掲載しています 【介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表(平成29年4月施行版)】

7	ケアマネジメントに関すること	包括報酬から1回あたりの単価請求へ変わった場合、全員のプラン変更の必要はあるか	プランに位置づけされている支給区分に変更はありませんので、プランを変更する必要はありません。しかし、ひと月の提供回数が一定回数内であれば、単価設定による報酬となり、利用者の負担額が変更となりますので、提供票、利用料金表を交付する必要があります。
8	ケアマネジメントに関すること	包括報酬から1回あたりの単価請求へ変わった場合、利用者負担が変わることで、サービス担当者会議の開催の必要はあるか	利用者負担のみの変更である場合は、サービス担当者会議の必要はありません。ただし、利用者へ説明した旨は支援経過に記載する必要があります。
9	ケアマネジメントに関すること	ショートステイを利用する場合はどのようにするのか	ひと月の提供回数が一定回数を超え、定額単価となる場合は、これまでと同様に日割り計算となります。
10	事業所に関すること	①現在利用定員が18名で利用実績が7～8割となっている。予備の枠の利用者を+2～3名確保しても良いか？ ※1単位の利用18名を超えることはない ②現在利用定員、登録人数ともに10名としているが、利用者の休みが生じた場合に、空いた枠を活用したいと考える。登録人数を12～13名と設定し、空き枠を利用できる利用者様にサービスを提供できる「補欠枠」を設定したいがいかがなものか？	サービス提供は本人の状態に応じ目標が設定され、その達成手段としてサービスの回数や時間が計画されたケアプランに基づき実施されるものです。よってキャンセルを想定し利用定員を確保すること、また事業所の空き状況に応じてサービス提供することは、本来のサービス提供の趣旨、目的、ケアプランに基づく一連の流れとは相違しており、質問①②については想定されるものではないと考えます。
11	事業所に関すること	総合事業対象者(事業対象者・要支援1・要支援2)を90分利用(午前2クール・午後2クール)、計4クールで運営しても良いか？	うるま市では通所型サービス(第1号通所事業)における現行の通所介護相当サービスのサービス提供時間については、通所介護で定めるサービス提供時間と同等の取扱いとしておりますので、90分のサービス提供で、1日に4クール運営することは想定しておりません。
12	事業所に関すること	サービス提供事業所向けの説明会の予定はあるか？	1回あたりの単価請求の考え方については、平成27年度集団指導の中で、広域連合より説明があり、すでに他市町村でも実施が始まっております。また平成27年12月、うるま市総合事業の開始に伴う事業所説明会にて今後の総合事業に関する変更等については随時ホームページに掲載していくことについてお伝えしております。今回の単価変更についてはホームページ掲載に加え、各事業所に文書通知も行って

			おりますので、各事業所にて変更内容をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。なお、請求方法について不明な点等がありましたら介護長寿課地域支援係へお問い合わせください
13	事業所に関する事	サービス提供事業所として回数による請求と月額での請求になることにより、重要事項説明書の説明、同意も改めて必要となるのか。	貴見のとおりです。
14	請求に関する事	質問 No5 の解釈について No5のアセスメントにおいて必要性が・・・については、振替の希望があった際に事前にアセスメントをしていた内容を踏まえ、振替の必要性があるか否かをサービス事業所等関係機関と調整を行い判断し利用につなげる・・・ということなのか？または、振替の希望を受けてから、アセスメントを行う為に訪問し必要性について判断をしていくのか・・・どう対応するのでしょうか？ また振替等の希望は、利用者から直接事業所に連絡が入ることもあり、その場合、事業所はケアマネへわざわざ連絡をして利用につなげるべきかどうか？の判断を待たないといけないのでしょうか。	1回あたりの単価請求を用いることにより、これまでと違い、振替での対応を行うか、キャンセルとするかによって利用料金が変わってきます。そのため、アセスメントの内容を踏まえ、本人の希望も確認し、振替の必要性があるか否かを事前に本人およびサービス事業所等関係機関と調整を行ってください。振替について双方の同意が得られている場合は、直接事業所と本人が振り替える日程について調整を行っても構わないと考えます。
15	請求に関する事	計画に通所型サービス2が位置付けられ、週に2回のサービス利用を計画している場合について 月によっては5週ある場合もあるため、月8回の計画だと1回あたりの単位、月9回では月額の単位数での計算となるのか。	貴見のとおりです。
16	請求に関する事	計画に通所型サービス2が位置付けられ、週1回の利用(月に4～5回)の場合は1回あたりの単位での計算となるのか。	貴見のとおりです。
17	請求に関する事	月5回以上、月9回以上、訪問系では月13回以上とあるが、何が根拠となり設定された回数なのか	厚生労働省老健局振興課平成27年2月24日事務連絡において、「国が上限として定める現行相当の単価を超えてはならない」とされています。要支援1の利用者に対しひと月に5回サービス提供した場合において、「通所型サービス1」の1回あたり

			の単価を乗じた場合は 1890 単位となり、現行の単価 1647 単位を超えることとなります。そのため、月5回以上においては月額報酬となります。月9回以上、訪問系で月13回以上においても同様の考え方となります。
18	請求に関する こと	実績交付の際に、単価での請求か月単位での請求になるかサービス提供事業所に委ねる形になるとの理解でいいか。(サービス事業所と連携を図り、実績管理を行う)	1回あたりの単価請求を用いることにより、実績に応じた請求となります。ケアマネジメント担当者はサービス提供事業所と連携を図りながら、サービス提供事業所から提出される実績報告書の内容を確認し、担当の地域包括支援センターへ提出してください。
19	ケアマネジメントに関する こと	実績が利用予定回数を下回り、サービス事業所から1回あたりの単価請求で実績報告書が届いた場合、提供票は実績に合わせて1回あたりの単価請求の予定で作成し、事業所に交付する必要があるか？	介護予防支援・ケアマネジメントの場合は、新規・更新・プラン変更時にサービス提供事業所に提供票、利用者に利用料金表を交付するとしています。予定と実績が異なることは想定されますが、毎月の実績にあわせた提供票及び利用料金表を交付する必要はありません。
20	ケアマネジメントに関する こと	利用料金表は事業所からの実績を受け取り、1回あたりの単価請求に該当すると確認した後に、その都度実績に応じて利用日数を記入し、自宅訪問や通所へ訪問し利用者へ交付するということか。	介護予防支援・ケアマネジメントの場合は、新規・更新・プラン変更時にサービス提供事業所に提供票、利用者に利用料金表を交付するとしています。1回あたりの単価請求を行うことにより、①定額料金ではなく、利用回数によって料金を変更すること ②これまでの定額の料金を超えることはないことについて、利用者へ説明を行ってください。再度利用者へ利用料金表を交付するというものではありません。
21	ケアマネジメントに関する こと	月によって利用回数が変わることも想定されるため、毎月サービス提供票や利用料金表を交付するために訪問する必要があるか	介護予防支援・ケアマネジメントの場合は、新規・更新・プラン変更時に提供票、利用料金表を交付するとしていますので、毎月、提供票や利用料金表を交付するというものではありません。 Q&A No20.21 をご参照ください。
22	ケアマネジメントに関する こと	利用者によっては何度説明しても理解してもらえない方もおり、説明に苦慮する場面も多々あります。その場合は地域支援係へ連絡させてもよいか	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書の中に、「介護予防事業サービス事業所等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供すること」「原案に位置付けた介護予防サービス等の種類、内容、利用料等について、甲(利用者)及びその家族に対して説明し同意を得ること」とされています。よって担当ケアマネジャー、プランナーは利用者に合わせて、丁寧に説明を行ってください。利用者の対応についてのご相談がある場合は、各地域包括支援センターが窓口となります。

23	ケアマネジメントに関すること	個々の通所の特性に応じて2カ所の利用は可能との事だが、利用回数を同じにするのか。本人の状況に応じて調整してケアプランに盛り込んでよいのか	アセスメントにより本人のサービスの必要性が決定されますので、プランに位置づけられる支給区分は一つです。適切にマネジメントを行い、課題の解決、目標の達成に向けて複数サービスを利用する必要があるか、十分に検討を行ってください。回数を同じにしなければならないという解釈ではありません。
24	ケアマネジメントに関すること	支援、事業対象者区分で月単位設定していたが、想定していた利用回数が減り、回単位での請求が続いた場合(状態が悪化して休みがちな場合や状態が改善した場合は、回数変更の為の会議を検討する必要があるとの事だが、どの程度の期間で判断すべきか(通所型サービス・訪問型サービス)	期間での判断ではなく、アセスメントに変化がみられる場合にプランの変更を行ってください。
25	ケアマネジメントに関すること	日割りの範囲であれば利用者のアセスメントを踏まえ課題解決の為、日割り算定であれば訪問型サービスの複数利用が可能な場合があるとの事ですが、「訪問型サービス事業所の曜日が調整できない」事による複数利用は可能か	アセスメントにより本人のサービスの必要性が決定されますので、プランに位置づけられる支給区分は一つです。本人の目標の達成に向けて必要がある場合は、複数サービス事業所の利用は可能と考えます。その場合、サービス提供事業所の合計の単位数が包括報酬を超えることがないように計画してください。
26	ケアマネジメントに関すること	通所型・訪問型パターンでショートステイを利用した場合、通所型、訪問型いずれか一方(定額・日割りの混在パターン)の際の料金の計算方法について確認したい	ひと月の提供回数が一定回数を超え、定額単価となる場合は日割り計算となりますので、通所型・訪問型のいずれか一方が日割り計算、もう一方が1回あたりの単価となることは想定されます。
27	ケアマネジメントに関すること	質問 No7 の解釈について	今回の1回あたりの単価設定による報酬を用いることにより、プランの変更は必要ありませんが、利用者の負担額が変更となりますので、平成30年1月サービス実施前に、サービス提供事業所へ提供表、利用者へは利用料金について説明を行い、利用料金表を再度交付する必要があります。